

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年2月26日

北九州市都市ブランド創造局観光課

1 当該公募の趣旨

本業務は、観光客の利便性向上と運休日の観光需要の掘り起こしを目的とし、皿倉山ケーブルカー・スロープカーの運休日である毎週火曜日に、JR八幡駅から皿倉山山麓駅を経由し、山頂広場まで臨時バスを運行するものである。本業務については、履行実績のある特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札を実施する予定である。

2 業務の概要

(1) 業務名

JR八幡駅-皿倉山頂間直行バス運行業務委託

(2) 業務内容

バス（乗車定員11名、長さ540cm、幅190cm、高さ230cm以内）の運行及び維持管理を受託者に委託するもの。

ア 運行日数及び運行時間

運行日数は令和8年4月7日（火）から令和9年3月30日（火）までの毎週火曜日とし、運行時間は、当課の指定する日時とする。

イ 運行の範囲

バスは、原則としてJR八幡駅から皿倉山山麓駅を経由し、山頂広場までの間を運行するものとする。

ウ 維持管理業務

バスの運行に伴うバスの維持管理を行う。また、バスが故障などにより、運行できない場合は代行車による運行の手配を行うものとする。

(3) 履行期間

令和8年4月7日(火)から令和9年3月30日(火)まで

3 応募要件

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

オ 本業務に使用するバス(乗車定員11名、長さ540cm、幅190cm、高さ230cm以内)を所有していること。

(2) 基本的要件以外の要件

ア 故障またはやむを得ない理由により、バスの運行ができない場合は代行車による運行の手配ができること。

4 手続き等

(1) 契約担当課(問い合わせ先)

住所 北九州市小倉北区城内一丁目1番

担当課名 都市ブランド創造局観光課

電話番号 093-551-8150 FAX番号 093-581-5755

(2) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年2月 日から令和8年2月 日まで(閉庁日を除く。)の毎日、8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(3) その他

ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札を中止する場合がある。

イ 詳細は説明書による。